

飛び入学などに関する関連資料

1. 現行制度について

- (1) 飛び級・飛び入学・原級留置についての現行制度 ……1
- (2) 初中教育・高等教育の各段階の修業年限、年齢・入学要件、課程修了・卒業に関わる現行制度 ……2

2. 学力を保障する観点から考える義務教育段階の在り方について

- (1) 「義務教育に係る諸制度の在り方について(初等中等教育分科会の審議のまとめ)」(抄) ……3~4
～義務教育の目標を達成するための評価の在り方
- (2) 習熟度別学習等の取組み状況について ……5
- (3) 5年修了コースを設けた中等教育学校のイメージ(中高一貫教育) ……6
- (4) 義務教育に関する意識調査(習熟度別指導・飛び級・原級留置) ……7~9
- (5) スポーツ分野で卓越した資質を持つ子供を育成する仕組み ……10

3. 飛び入学制度の見直しについて

- (1) 高等学校から大学への「飛び入学制度」について ……11
- (2) 飛び入学関連法令 ……12
- (3) 高校生を対象とした各種コンテストの事例について ……13~14
- (4) 高等学校卒業程度認定試験合格要件と高等学校卒業要件との比較 ……15
- (5) 高校生が大学レベルの教育を受ける機会について ……16
- (6) アメリカにおける後期中等教育と高等教育の連携 APプログラムについて ……17
- (7) 中高一貫教育について ……18~20

4. その他

- (1) 能力の伸長の著しい者に対する教育上の例外措置 ……21

飛び級・飛び入学・原級留置についての現行制度

| | 飛び級制度(早期卒業) | 飛び入学制度 | 原級留置 |
|-----|-------------|--------|------|
| 小学校 | × | × | ○ |
| 中学校 | × | × | ○ |
| 高校 | × | × | ○ |
| 大学 | ○ | ○ | ○ |
| 大学院 | ○ | ○ | ○ |

| 初 中 教 育 | 高 等 教 育 |
|--|--|
| <p>ほとんどのいない (病気療養については、就学猶予若しくは免除制度等を活用)</p> | <p>原級留置者数は19,570人で、在籍者全体の0.5%程度(平成16年度)</p> |
| <p>「飛び級」制度はない</p> | <p>「飛び入学」制度はない</p> |
| <p>学部課程を3年間(修業年限4年を超える場合は4年間)で早期卒業することができる</p> | <p>大学が定める分野において特に優れた資質を有し、高校に2年以上在学した生徒を対象に飛び入学を認める制度がある</p> |
| <p>修士課程・博士課程の短期修了</p> | <p>学部在籍3年(医学等を履修する際は4年)の後に大学院へ入学可能</p> |
| | <p>留年がある</p> |
| | <p>留年がある</p> |

修業年限、年齢・入学要件、課程修了・卒業に関する現行制度

| | 修業年限 | 年齢・入学要件 | 課程修了・卒業 |
|---------|--|--|---|
| 小学校 | 小学校の修業年限は6年 (学校教育法 第32条) | 満6才に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12才に達した日の属する学年の終わりまで (学校教育法 第17条) | 各学年の課程修了又は卒業を認めるに当っては、児童の平素の成績を評価してこれを定めなくてはならない (学校教育法施行規則 第27条) |
| 中学校 | 中学校の修業年限は3年 (学校教育法 第47条) | 小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15才に達した日の属する学年の終わりまで (学校教育法 第17条第2項) | 学校教育法施行規則第55条にて、中学校においても第27条(小学校)の規定を準用すると示されている |
| 高校 | 高等学校の修業年限は3年(全日制課程) (学校教育法 第56条) | 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者 (学校教育法 第57条) | 高等学校の全課程修了を認めるに当っては学習指導要領の定めるところにより、74単位以上修得したものについてこれを行わなくてはならない (学校教育法施行規則 第63条第2項) |
| 大学 | 大学の修業年限は4年(特別の専門事項を教授研究する学部、夜間、医歯薬学、獣医学を履修する課程は別途) (学校教育法 第87条) | 高等学校、中等教育学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。又は、文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者 (学校教育法 第90条) →飛び入学に係わる例外規定は第90条第2項 | 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得すること (医歯学系は6年以上在学で、188単位以上 薬学系は6年以上在学で、186単位以上) (大学設置基準 第32条) |
| 大学院 | 修士2年、博士5年 (大学院設置基準 第3条、第4条) | 大学を卒業した者又は、これと同等以上の学力があると認められた者 (学校教育法 第102条) →大学院への早期入学規定は第102条第2項 | ・修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格すること ・博士課程の修了の要件は、大学院に5年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格すること (大学院設置基準 第16条、第17条) |
| 初 中 教 育 | | | |
| 高 等 教 育 | | | |

※()内は関連条文

※学校教育法については、改正後の条文

義務教育に係る諸制度の在り方について(初等中等教育分科会の審議のまとめ) (抄)

平成 17 年 1 月

3 義務教育制度の改革の方向

(1) 義務教育の目標を達成するための評価の在り方

義務教育段階における学習成果の評価や各学校の修了の認定に当たっての考え方は、義務教育の目標の達成の在り方に大きくかかわるものである。

本分科会においては、義務教育における修了の認定や評価の考え方として、児童生徒に学力を保障するためにはどのような制度が望ましいかという観点から、「課程主義」・「修得主義」、 「年齢主義」・「履修主義」に関する議論が提起された。

※注 1 「課程主義」・「修得主義」

「課程主義」とは、義務教育制度における「義務」の完了を認定するに当たり、一定の教育課程の習得をもって義務教育は終了したとみなすものである。我が国の明治期から戦前にかけての義務教育はこの課程主義に属しており、例えば、「小学校令」(明治 33 年)においては、「尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就学ノ終期トス。」と定められていた。

また、「修得主義」とは、当初は成績の評価・評定と深く関係付けられていた用語で、児童生徒は、所定の教育課程を履修して、目標に関し、一定の成果を上げて単位を修得することが必要とする考え方を指すものである。我が国の初等中等教育においても、高等学校については、単位制が採用されており、「修得主義」の原理に立つものとされている。

※注 2 「年齢主義」・「履修主義」

「年齢主義」とは、義務教育制度における「義務」の完了を認定するに当たり、年齢に達したならば自動的に義務教育は終了したと認めるものである。我が国では、「国民学校令」(昭和 16 年)において、「満 14 歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終迄」として年齢主義の規定に転換し、現在の学校教育法においても引き続き年齢主義が継承されている。

また、「履修主義」とは、当初は成績の評価・評定と深く関係付けられていた用語で、児童生徒は、所定の教育課程をその能力に応じて、一定年限の間、履修すればよいのであって、特に最終の合格を決める試験もなく、所定の目標を満足させるだけの履修の成果を上げることは求められていないとする考え方を指すものである。我が国の小・中学校においては「履修主義」が採られている。

(参考文献:安彦 忠彦・新井 郁男・飯長 喜一郎・木原 孝博・児島 邦宏・堀口 秀嗣編「現代学校教育大事典」1993 年、ぎょうせい、安彦 忠彦・新井 郁男・児島 邦宏編「新版・学校教育辞典」2003 年、教育出版)

具体的には、例えば、課程主義や修得主義の考え方を重視する立場からは、主に次のような意見があった。

○我が国の教育は、これまでは履修主義で、ともかく一定の年限を学校で過ごせばよいということだったが、修得主義に転換することについても検討すべき。中学校を卒業しても学力の不十分な子どもをただ

送り出すだけで責任を果たしたことになるのか。例えば、1 学年ごとに一定の内容の習得を求めるかどうかなどを検討すべき。

- 修得主義を確立すべき。一定の年限の中で習得すれば良いという仕組みにすべき。
- 入試で厳しい選抜にして簡単に卒業させるのではなく、入試そのものを全体に緩める方向にした上で、中でしっかりと勉強させる仕組みにすべき。
- 児童生徒の状況によって、義務教育9年の中身を6年や7年で終わることのできる子どもも認めていかないと、親の支持が得られないのではないか。
- 進級について、個に合わせて柔軟にしてもよいのではないか。まだその学年に相当するレベルに達していないならもう少し同じ学年で学習させ、達成できれば年度ごとでなくても進級できるような仕組みにするとうい。
- 子どもたちが十分な学力保障をされずに卒業している現状を考えると、修得主義についてもっと関心を持つべき。

また、課程主義や修得主義の完全な実現は現実的には難しいが、むしろ現行の年齢主義・履修主義を前提としながら、修得主義的な指導を重視することが望ましいこと、また、年齢主義や履修主義にも一定のメリットがあることを主張する立場からは、主に次のような意見があった。

- 一定期間教えればそれで終わりとするのではなく、例えば、小学校6年生で十分に学習内容が身に付いていない子どもには、しっかりと補習を行った上で責任を持って中学校に送り出すなどの取組を進めるべきである。
- 制度を大きく変えるよりも、足りないものを補充していくやり方が望ましく、必要に応じ自治体を中心に小学校5、6年生への補充教育を行うなどの仕組みを用意すべき。
- 修得主義を採用し、学力テストによって評価をするようになると、知力に偏りがちになり、知・徳・体のバランスのとれた教育が難しくなるのではないか。
- 明治の初めに課程主義を採り、学校教育が行き詰って年齢主義に改めたことを考えると、修得主義は大事な要素であるが、どこまで貫徹できるか非常に難しい。
- 厳格な修得主義は実際にはできない。ただ、学習の基本的構造は積み上げ式であり、修得主義に向けた努力を重ねつつ、柔軟に運用していくということではないか。
- 年齢主義と修得主義は二項対立的なものではない。現行制度は年齢主義的だが、実際に教える教員は修得主義的な考え方で指導している。年齢主義は日本の社会や日本人の意識に合っている。年齢主義を基盤としつつ具体の指導方法として修得主義の視点を入れればよい。
- 例えば学習指導要領は最低基準だが、その中でも最低限必要な部分と、文化として知っておいてほしい部分とがある。最低限必要な部分については、履修主義のみでは甘くなるので修得主義的に扱うことが必要だが、その場合も個々の子どもの修得状況に照らして落第させたりするのではなく、学校の指導内容や状況を見直し、改善を求めるという方向に向かうべきである。
- 日本は履修主義の社会であり、修得主義を強引に持ち込むことには無理がある。これからは評価も無視できないが、履修主義にも意味があることを自信をもって説明する必要がある。

さらに、戦前の課程主義・修得主義は、いわゆるキャッチアップポリシー(追い付き型の政策)に結びついたものであって、今後課程主義・修得主義に重点を置くとしても、過去の考え方とは異なる新しい制度として議論する必要があるとの意見があった。

習熟度別学習等の取組み状況について

○平成18年度に理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の数

- ・小学校：18,325校（82.7%）
- ・中学校：7,483校（74.4%）

※カッコ内は、全学校数に対する割合

【出典】平成18年度 公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査

○指導方法の工夫改善定数を活用した習熟度別・少人数指導やチームティーチングの実施に基づく加配定数措置校数（平成17年度）

- ・小学校：13,455校（59.9%）
- ・中学校：8,001校（78.6%）

※カッコ内は、全学校数に対する割合

○指導方法の工夫改善定数を活用した習熟度別・少人数指導やチームティーチングの実施に基づく加配人数（平成17年度）

- ・小学校：18,191人
- ・中学校：15,048人

○指導方法の工夫改善定数を活用した習熟度別・少人数指導やチームティーチングの実施校数（教科等別）（平成17年度）

※加配定数が措置されている学校において実施されている教科等別の学校数(延べ数)

※カッコ内は加配定数が措置されている学校において、当該教科等が実施されている割合

《小学校》

| 算数 | 国語 | 総合等 | 理科 | 体育 | 生活 |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 13,232校 (98.3%) | 5,458校 (40.6%) | 3,626校 (26.9%) | 2,960校 (22.0%) | 2,134校 (15.9%) | 2,055校 (15.3%) |
| 音楽 | 図画工作 | 社会 | 家庭 | | |
| 1,544校 (11.5%) | 1,232校 (9.2%) | 790校 (5.9%) | 741校 (5.5%) | | |

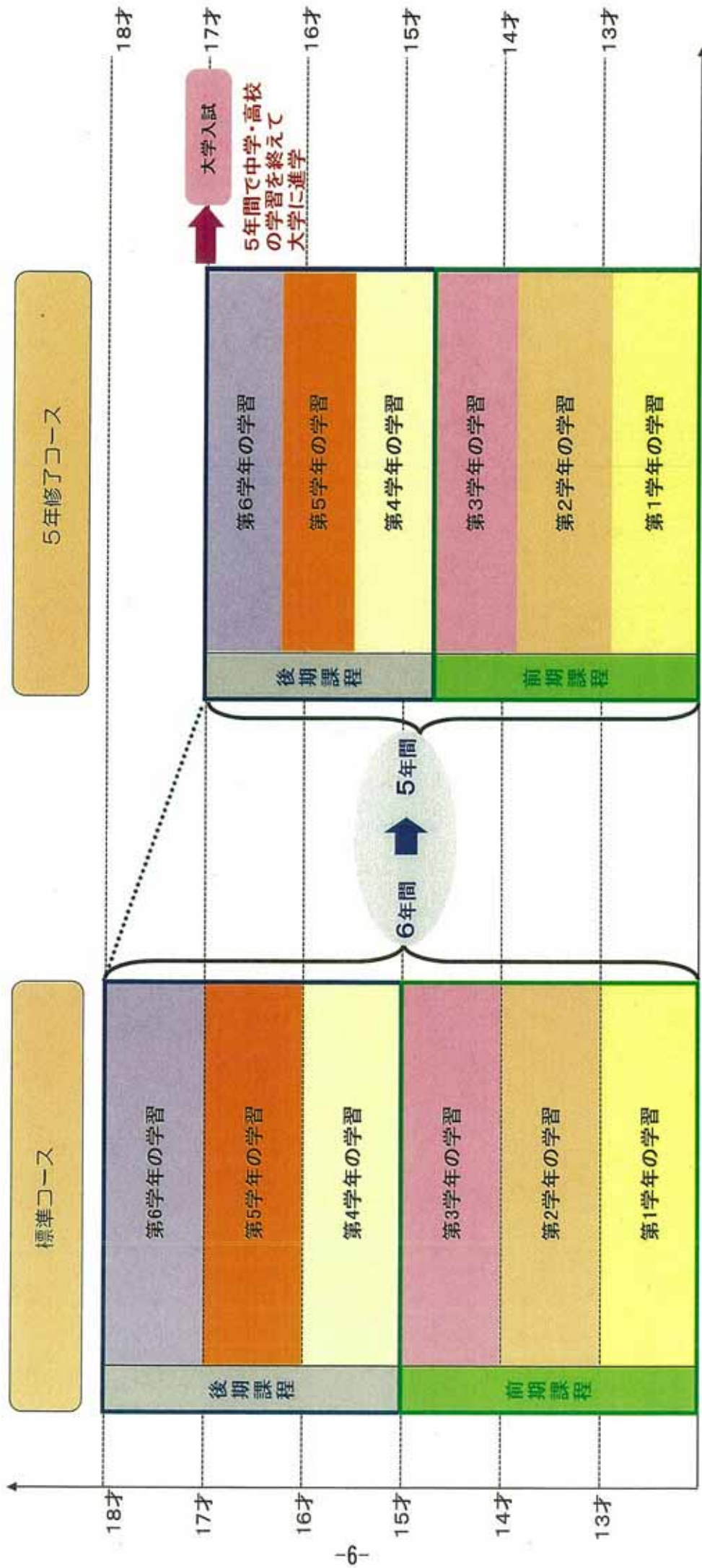
《中学校》

| 数学 | 外国語 | 総合等 | 理科 | 国語 | 保健体育 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 6,862校 (85.8%) | 5,550校 (69.4%) | 2,766校 (34.6%) | 2,176校 (27.2%) | 1,291校 (16.1%) | 1,202校 (15.0%) |
| 社会 | 技術 | 家庭 | 音楽 | 美術 | |
| 745校 (9.3%) | 545校 (6.8%) | 451校 (5.6%) | 345校 (4.3%) | 246校 (3.1%) | |

【出典】 文部科学省調べ

5年修了コースを設けた中等教育学校のイメージ（中高一貫教育）

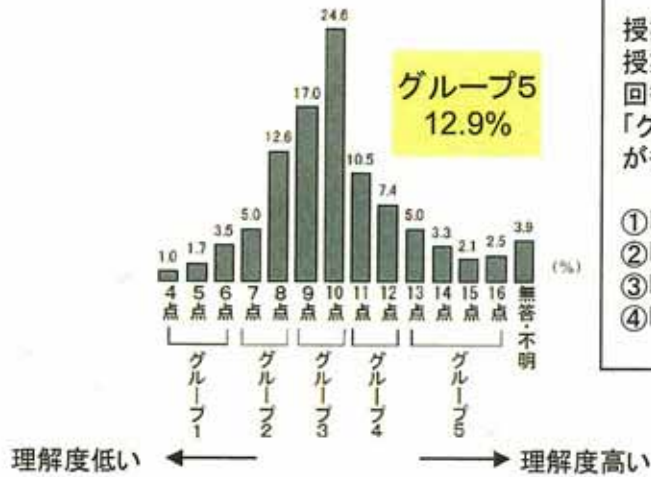
○理解の早い生徒を対象に一定科目の6年次までの課程を1年程度早めて5年間で修了する



習熟度別指導の充実など、生徒の力を最大限伸ばすための多様なアプローチ

習熟度に応じた指導に対する小学生の意見

<授業理解度の分布 (小学生)>



授業の理解度によって小学生をグループ分けするため、授業中の様子に関する下記の4つの設問を用いてその回答により、理解度に応じて5つのグループに分けた。「グループ1」が授業理解度がもっとも低く、「グループ5」がもっとも理解度が高い。

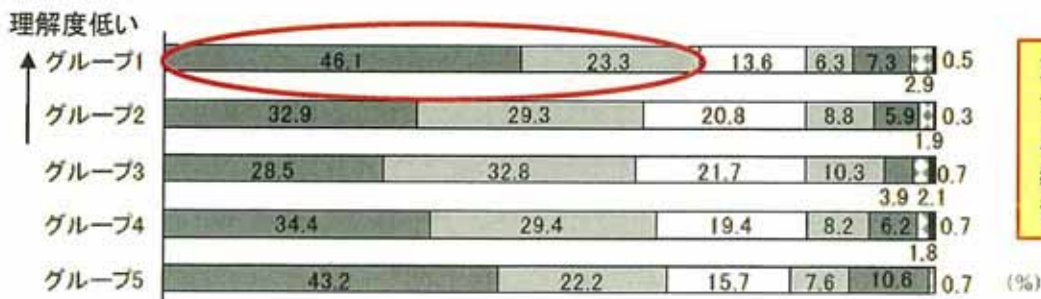
- ①「授業の内容がむずかしすぎると思う」
- ②「授業の内容がかんたんすぎると思う」
- ③「授業の進み方がはやすぎて、内容が分からない」
- ④「授業の進み方がおそすぎて、たいくつに感じる」

「授業や学習指導の改革に対する意見」と「授業理解度」の関係(小学生)
○できる子どもにはむずかしい内容を教えてほしい



理解度の高い層「グループ5」では6割以上が、「できる子にはむずかしい内容を教えてほしい」という問いに肯定的

○わからないところをわかるまでしっかり教えてほしい

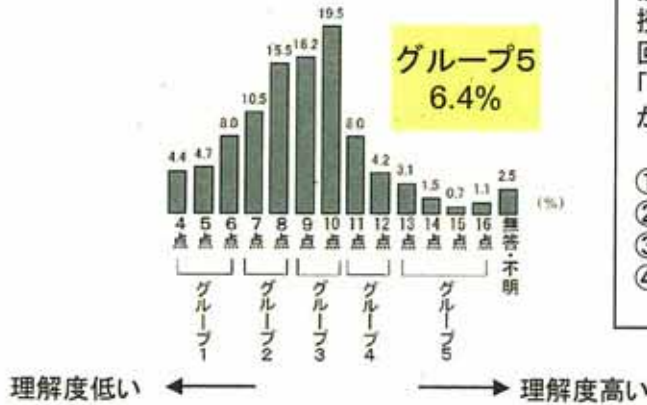


理解度の低い層「グループ1」では約7割が、「わからないところはわかるまでしっかり教えてほしい」という問いに肯定的

*サンプル数は、「グループ1」が206名、「グループ2」が590名、「グループ3」が1,393名、「グループ4」が599名、「グループ5」が433名。

習熟度に応じた指導に対する中学生の意見

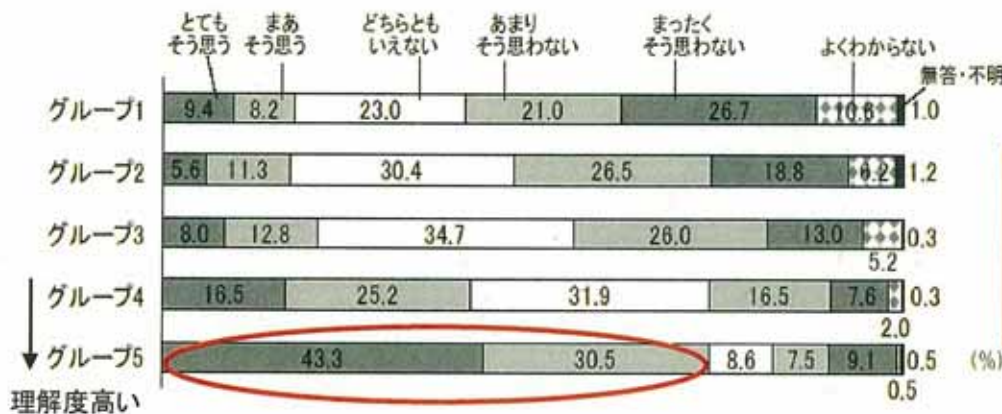
＜授業理解度の分布（中学生）＞



授業の理解度によって中学生をグループ分けするため、授業中の様子に関する下記の4つの設問を用いてその回答により、理解度に応じて5つのグループに分けた。「グループ1」が授業理解度がもっとも低く、「グループ5」がもっとも理解度が高い。

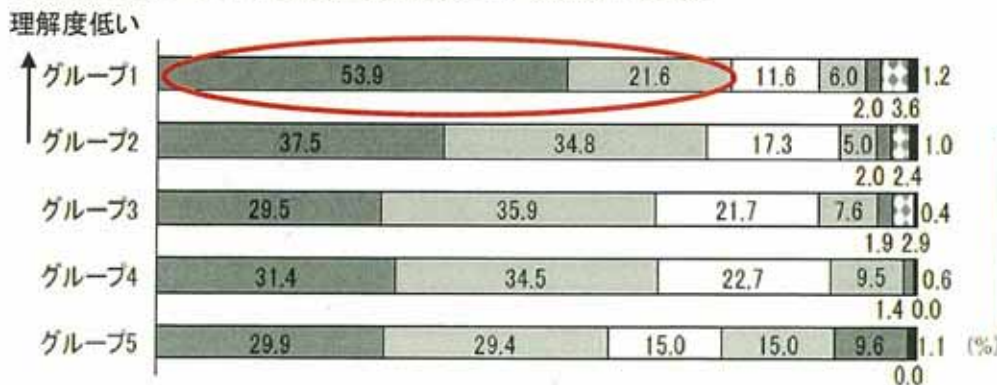
- ①「授業の内容がむずかしすぎると思う」
- ②「授業の内容がかんたんすぎると思う」
- ③「授業の進み方がはやすぎて、内容が分からない」
- ④「授業の進み方がおそすぎて、たいくつに感じる」

「授業や学習指導の改革に対する意見」と「授業理解度」の関係(中学生)
 ○できる子どもにはむずかしい内容を教えてほしい



理解度の高い層「グループ5」では7割以上が、「できる子にはむずかしい内容を教えてほしい」という問いに肯定的

○わからないところをわかるまでしっかり教えてほしい

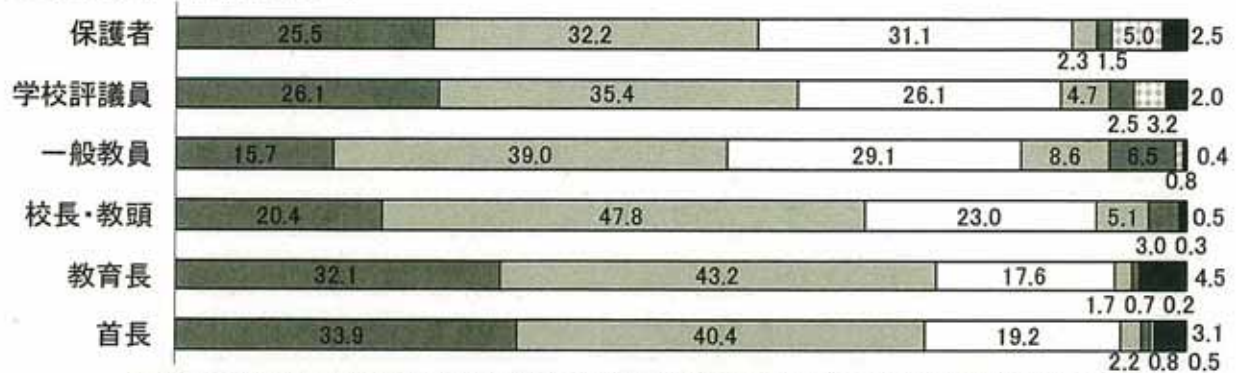


理解度の低い層「グループ1」では7割以上が、「わからないところはわかるまでしっかり教えてほしい」という問いに肯定的

* サンプル数は、「グループ1」が499名、「グループ2」が762名、「グループ3」が1,046名、「グループ4」が357名、「グループ5」が187名。

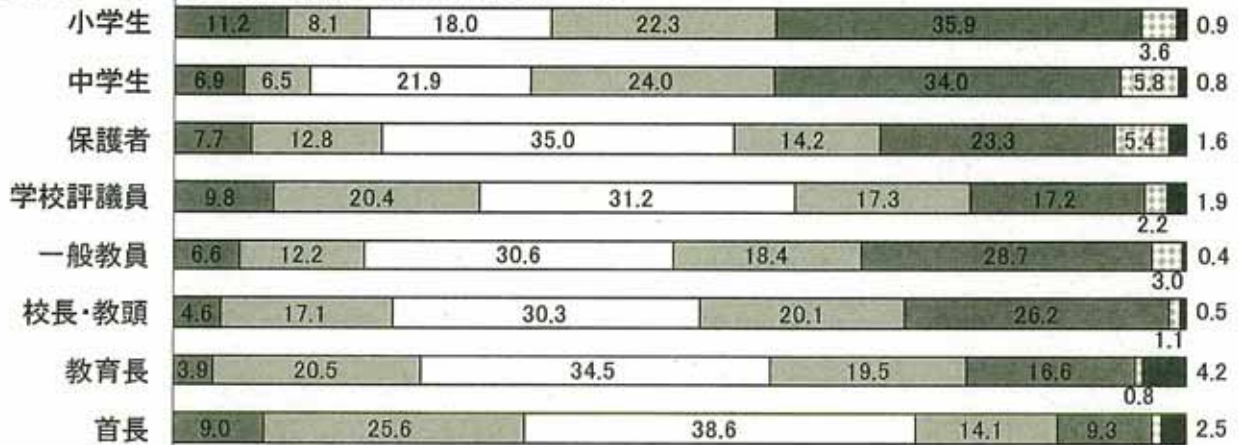
授業や学習指導の改革、教育制度の改革に対する意見

○習熟度別の授業を増やす



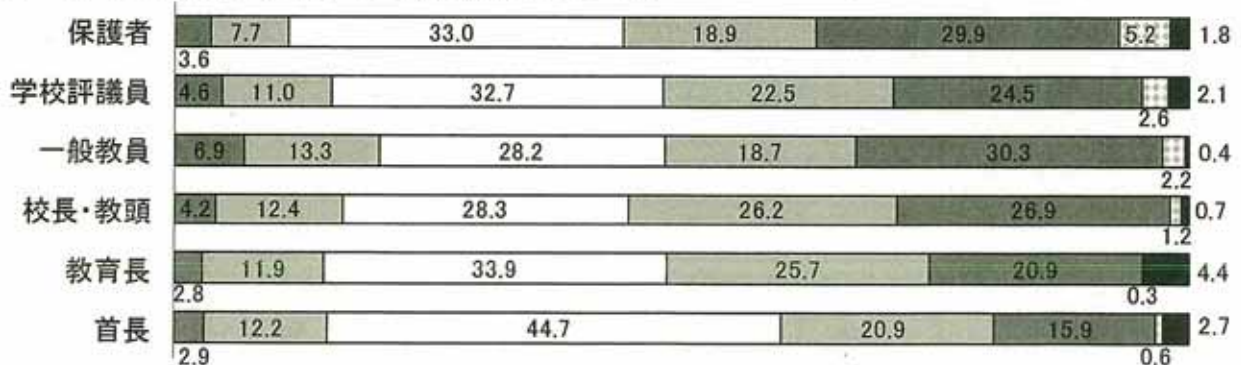
* 数値は左から「賛成」「まあ賛成」「どちらともいえない」「まあ反対」「反対」「よくわからない」「無答・不明」の値(%)。
 * サンプル数は、保護者6,742名、学校評議員808名、一般教員1,689名、校長・教頭は「校長」360名と「教頭・副校長」372名、教育長1,038名、首長785名。

○学力が高い子は飛び級ができる制度をつくる



* 数値は左から「賛成」「まあ賛成」「どちらともいえない」「まあ反対」「反対」「よくわからない」「無答・不明」の値(%)。
 * ⑤の※印は、「できる子どもは早く上の学年に進めるようにしてほしい」という質問に対する、「とてもそう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」「よくわからない」「無答・不明」の値(%)。

○一定の基準を満たさない子の留年制度をつくる



* 数値は左から「賛成」「まあ賛成」「どちらともいえない」「まあ反対」「反対」「よくわからない」「無答・不明」の値(%)。
 * サンプル数は、小学生3,350名、中学生2,924名、保護者6,742名、学校評議員808名、一般教員1,689名、校長・教頭は「校長」360名と「教頭・副校長」372名、教育長1,038名、首長785名。

スポーツ分野で卓越した資質を持つ子供を育成する仕組み

○（財）日本サッカー協会（サッカー）

名 称：JFA アカデミー福島

取組みの概要

：対象は中1～高3。将来日本サッカーを背負って立つ選手を輩出することを目的としており、生徒は寄宿生活をしながら、放課後や休日を活用し、学校外で優秀な指導者と充実した環境の中でサッカー活動を行う。

サッカーの技術指導のほか、一般教養やロジカルコミュニケーションスキル、外国語の習得など、国際性や一流の社会人になるための教育も施されるとともに、地元住民との交流や地域活動にも積極的に参加し、社会人としてのマナーや、倫理観、社会貢献の重要性も学ぶ。

なお、寄宿舎にいる子供は、近隣の公立中学（男子：広野中学校、女子：榎葉中学校）・高校（富岡高等学校）に通っている。

高等学校から大学への「飛び入学制度」について

○導入の経緯

- ・平成9年6月

中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」

- 18歳未満であっても、特定の分野について稀有な才能を有するものについては、教育上の例外措置として大学入学資格を認めるという制度改革を行うことが適当
- 対象分野は、当面、数学や物理の分野に限ることが適当
- 年齢については、当面、対象を高等学校に2年以上在学した17歳以上の者とすることが適当

- ・平成9年7月 学校教育法施行規則の一部改正等（飛び入学の創設）

- ・平成12年12月 教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－

- 特に優秀な子どもでその大学の教育目標に合う者は飛び入学ができるよう、現在18歳となっている大学入学年齢制限を撤廃する。また、高校生が大学の授業を受けたり、単位を取得できる制度の活用をさらに推進する。

- ・平成13年 学校教育法の一部改正（飛び入学の対象分野の撤廃）

○制度の概要

特に優れた資質を有する者に対して早期から大学教育を受けさせることによりその能力を更に伸張させる途を開くため、各大学の判断により17歳（高校2年生）からの大学への飛び入学を可能とする制度。

ただし、中央教育審議会や国会における法案審議において、生徒の全人格的成長や高校教育への影響、安易な学生集めに利用される恐れがあるなどの懸念が示されたことから、一定の要件を満たすことが必要とされている。

（飛び入学に関する法令上の要件）

- ・対象者に関する要件：
 - ・大学が定める分野における特に優れた資質を有すること。
 - ・高校に2年以上在学したこと、または高校卒業程度認定試験に合格し、17歳に達していること。
- ・受け入れ大学に係る要件：
 - ・当該分野に係る大学院が置かれ、かつ、特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。
 - ・大学が入学希望者を「特に優れた資質を有する」と認めるに当たっては、在学校の校長の推薦を求める等により、制度が適切に運用されるよう工夫すること。
 - ・受入大学は、本制度の運用状況について、自己点検評価を行い、その結果を公表すること。

○実績

| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大学数 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 6 |
| 入学者数 | 3 | 3 | 3 | 7 | 7 | 8 | 10 | 10 | 11 |

※平成18年度は、6大学で募集を実施。3大学で計11名が合格。

（千葉大学：9名、名城大学：1名、会津大学：1名）

飛び入学関連法令

● 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

- 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
- 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

● 学校教育法施行規則（昭和二十二年の文部省令第十一号）

第六十九条の二 学校教育法第五十六条第二項※の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第六十九条の三 学校教育法第五十六条第二項※の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条の三第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第六十九条の四 学校教育法第五十六条第二項※に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

※学校教育法改正（平成19年6月27日改正）により、第五十六条は、改正後第九十条に変更

高校生等を対象とした各種コンテストの事例について

数学、物理学など自然科学の分野

○国際数学オリンピック

主催者：各国持ち回り開催。国内大会（日本数学オリンピック）については財団法人数学オリンピック財団が主催。

概要：日本数学オリンピックの一次選考・二次選考・合宿選考を経た者が日本代表選手として国際数学オリンピックに出場できる。平成18年度日本数学オリンピックには1,340名が応募、平成19年度国際大会においては93カ国・地域から520名が参加し、日本代表選手6名のうち、2名が金、4名が銀メダルを獲得した。

○国際物理オリンピック

主催者：各国持ち回り開催。国内大会（物理チャレンジ）については物理チャレンジ組織委員会が主催。

概要：物理チャレンジの一次選考・二次選考・合宿選考を経た者が日本代表として国際物理オリンピックに出場できる。平成18年度物理チャレンジには470名が応募、平成19年度国際大会においては69カ国・地域から326名が参加し、日本代表選手5名のうち、2名が金、2名が銀、1名が銅メダルを獲得した。

○国際化学オリンピック

主催者：各国持ち回り開催。国内大会（全国高校化学グランプリ）については、夢・化学-21委員会、日本化学会化学教育協議会が主催。

概要：全国高校化学グランプリの一次選考・二次選考・合宿選考を経た者が日本代表として国際化学オリンピックに出場できる。平成18年度全国高校化学グランプリには1,318名が応募、平成19年度国際大会においては68カ国・地域から265名が参加し、日本代表選手4名のうち、4名が銅メダルを獲得した。

○国際生物学オリンピック

主催者：各国持ち回り開催。国内大会（国際生物学オリンピック日本代表選考会）については国際生物学オリンピック日本委員会が主催。

概要：国際生物学オリンピック日本代表選考会の一次選考・合宿選考を経た者が日本代表として国際生物学オリンピックに出場できる。平成18年度国際生物学オリンピック日本代表選考会には963名が応募、平成19年度国際大会においては49カ国・地域から196名が参加し、日本代表選手4名のうち、1名が銀、3名が銅メダルを獲得した。

○国際情報オリンピック

主催者：各国持ち回り開催。国内大会（日本情報オリンピック）についてはNPO法人情報オリンピック日本委員会が主催。

概要：日本情報オリンピックの一次選考・二次選考・合宿選考を経た者が日本代表として国際情報オリンピックに出場できる。平成18年度日本情報オリンピックには150名が応募、平成19年度国際大会においては77カ国・地域から285名が参加し、日本代表選手4名のうち、1名が金、1名が銀、1名が銅メダルを獲得した。

その他の分野

○全国高等学校文芸コンクール

主催者：社団法人全国高等学校文化連盟

概要： 小説、文芸評論、随筆、詩、短歌、俳句、文芸部誌の各部門に分かれて選考・審査が行われている。都道府県や学校単位での予備選考に参加したものも含め、平成 17 年度においては、小説部門 1,052 点、文芸評論部門 37 点、随筆部門 129 点、詩部門 3,120 点、短歌部門 7,259 点、俳句部門 12,032 点、文芸部誌部門 125 点の応募があり、専門家からなる審査会による審査を経て、各部門毎に最優秀賞等の各賞が選ばれる。

【出典】文部科学省

「大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会（第 7 回）配付資料」

高等学校卒業程度認定試験合格要件と高等学校卒業要件との比較

※高等学校卒業程度認定：以下、「高卒認定」と記載

| | 高卒認定試験科目 | 高卒認定に必要な修得単位数 | 高等学校の必修修科目 | 標準単位数 | |
|--------------|--------------|---------------|------------|-----------------|--|
| どちらか1科目で免除可能 | 国語 | 2 | 国語表現Ⅰ | 2 | いずれか1科目 |
| | | 4 | 国語総合 | 4 | |
| | 世界史A | 2 | 世界史A | 2 | いずれか1科目 |
| | | 4 | 世界史B | 4 | |
| | 日本史A | 2 | 日本史A | 2 | いずれか1科目 |
| | | 4 | 日本史B | 4 | |
| | 地理A | 2 | 地理A | 2 | いずれか1科目 |
| | | 4 | 地理B | 4 | |
| | 現代社会 | 2 | 現代社会 | 2 | 現代社会1科目又は、倫理及び政治・経済の2科目 |
| | | 2 | 倫理 | 2 | |
| | | 2 | 政治・経済 | 2 | |
| どれか1科目で免除可能 | 数学 | 2 | 数学基礎 | 2 | いずれか1科目 |
| | | 3 | 数学Ⅰ | 3 | |
| | | 2 | 工業数理基礎 | — | |
| どれか1科目で免除可能 | 理科総合 | 2 | 理科基礎 | 2 | 「理科基礎」「理科総合A」又は「理科総合B」を少なくとも1科目含む2科目選択 |
| | | 2 | 理科総合A | 2 | |
| | | 2 | 理科総合B | 2 | |
| | 3 | 物理Ⅰ | 3 | | |
| | 3 | 化学Ⅰ | 3 | | |
| | 3 | 生物Ⅰ | 3 | | |
| | 3 | 地学Ⅰ | 3 | | |
| | — | 体育 | 7~8 | | |
| | — | 保健 | 2 | | |
| | どちらか1科目で免除可能 | 英語 | 2 | オーラル・コミュニケーションⅠ | |
| 3 | | | 英語Ⅰ | 3 | |
| — | | | 家庭基礎 | 2 | |
| — | | | 家庭総合 | 4 | |
| — | | | 生活技術 | 4 | |
| | 情報A | — | 情報A | 2 | いずれか1科目 |
| | | — | 情報B | 2 | |
| | | — | 情報C | 2 | |
| 最少合格相当単位数 | | 17 | 最少必修単位数 | 31 | |
| 最大合格相当単位数 | | 27 | | | |

※「工業数理基礎」は必修科目ではないが、在籍高校のカリキュラムによっては、その単位修得により、高卒認定試験で、数学の試験免除の扱いを受けられる

(黄) は単位数が最少となる組み合わせの例

(青) は単位数が最大となる組み合わせの例

必修以外の科目 43

卒業に必要な単位 74

(赤) は高等学校の必修修科目の最低単位数の例

[文部科学省作成]

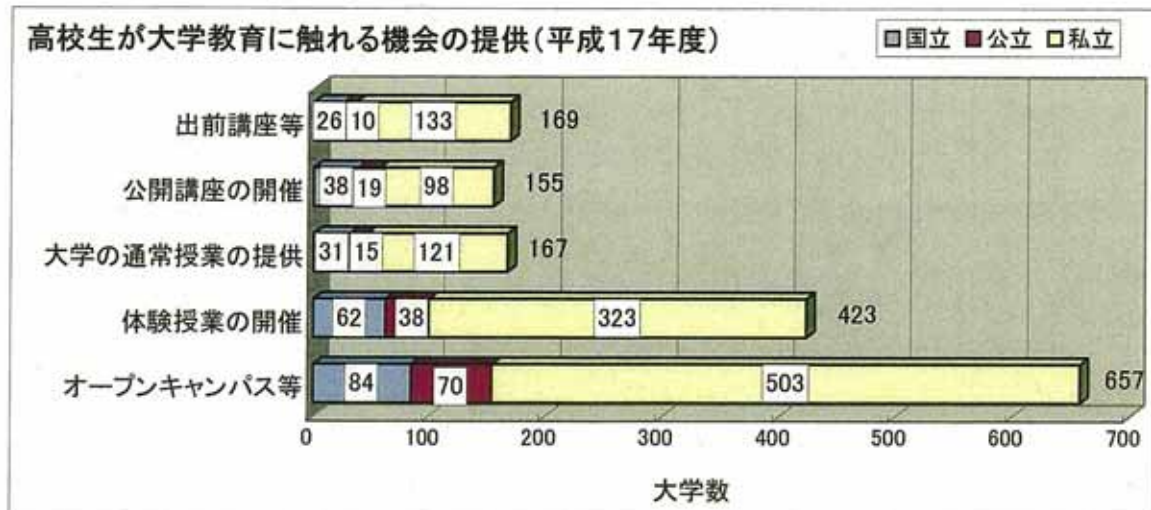
<必修以外の単位 ~普通教育に関する各教科・科目および標準単位数> (数字は標準単位数)

| <国語> | | <数学> | | <理科> | | <芸術> | |
|----------------|---|------|---|------|---|------|---|
| 国語表現Ⅱ | 2 | 数学Ⅱ | 4 | 物理Ⅱ | 3 | 音楽Ⅱ | 2 |
| 現代文 | 4 | 数学Ⅲ | 3 | 化学Ⅱ | 3 | 音楽Ⅲ | 2 |
| 古典 | 4 | 数学A | 2 | 生物Ⅱ | 3 | 美術Ⅱ | 2 |
| 古典講読 | 2 | 数学B | 2 | 地学Ⅱ | 3 | 美術Ⅲ | 2 |
| <外国語> | | 数学C | 2 | | | 工芸Ⅱ | 2 |
| オーラルコミュニケーションⅡ | 4 | | | | | 工芸Ⅲ | 2 |
| 英語Ⅱ | 4 | | | | | 書道Ⅱ | 2 |
| リーディング | 4 | | | | | 書道Ⅲ | 2 |
| ライティング | 4 | | | | | | |

※この他、総合的な学習の時間の単位も卒業に必要な単位(74単位)に含まれる
<参考>高等学校学習指導要領 第2款 各教科・科目及び単位数等

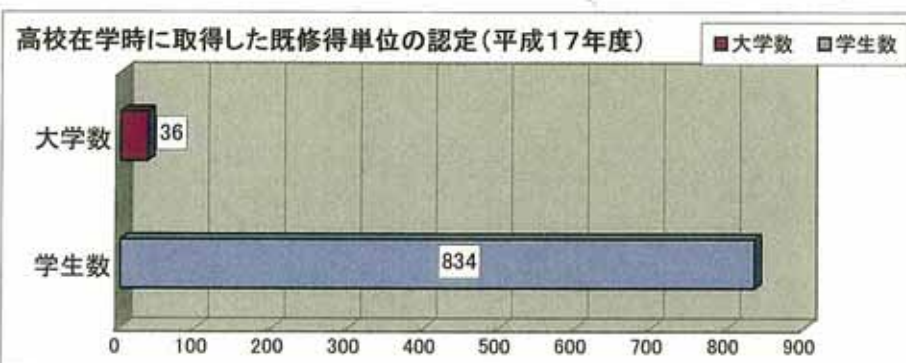
高校生が大学レベルの教育を受ける機会について

<高等学校との連携の状況>



《入学前の既修得単位の認定》

現在、高校生が科目等履修生として大学の授業科目を受講する取組も広がっており、その成果として取得した大学の単位は大学入学後に既修得単位として認定を受けることも可能。



【参考】平成17年度の基本データ
(平成17年5月1日現在)

| | 大学数 | 学部学生数 |
|------|----------|-----------|
| 国立 | 87(87) | 459,804 |
| 公立 | 73(62) | 107,254 |
| 私立 | 552(407) | 1,941,030 |
| 放送大学 | 1(1) | 87,391 |
| 計 | 713(557) | 2,595,479 |

※()内は、大学院を置く大学数
 ※放送大学以外の通信制は除く
 ※大学数は「全国大学一覧」の後ろについている表より抜粋
 ※学部学生数は学校基本調査より
 ※放送大学の学生数は生涯学習推進課放送大学係に照会(1学期の学生数)

○単位認定を受けられる高大連携

「早稲田大学 高校生特別聴講制度」について

- ・対象者: 日本国内の高校に在籍する高校2年生または3年生で学校長の推薦を得た者
- ・授業内容: 大学の正規の授業を大学生と一緒に受講し、大学生と同様の基準で評価される(通常週1回90分授業を半期あるいは1年間学習)
- ・単位の授与: 試験、レポート等にて所定の成績を収めた場合、単位を授与
 早稲田大学に進学した場合、入学学部の履修基準に従って単位認定
 ※他大学へ入学した場合も入学前単位認定を認めていれば大学設置基準上は認定可能
- ・対象科目例 「経済社会学」 通年 4単位 社会科学部
 「情報化社会概論」 半期 2単位 メディアネットワークセンター
 「電気・情報生命工学フロンティア」 半期 2単位 先進理工学部 など

○その他の高大連携取組事例

- ・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)
 H20年度概算要求額1,540百万円(H19予算額 1,420百万円)
 : 高等学校における先進的理科教育の実施
- ・スーパーイングリッシュランゲージハイスクール(SELHi)
 : 英語教育を重点的に行う高等学校を指定し、英語教育の先進事例となるような学校づくりを推進
- ・未来の科学者養成講座 <新規>
 H20年度概算要求額 200百万円
 : 理数に関して卓越した意欲・能力を有する児童生徒に、大学レベルも視野に入れた高度で発展的な学習環境を年間を通じて継続的に提供する取組を支援
- ・目指せスペシャリスト(「スーパー専門学校」)
 : 社会や地域のニーズに応じて、スペシャリストの育成のための先導的な取組を行う専門学校等への支援

など

アメリカにおける後期中等教育と高等教育の連携

APプログラム(Advanced Placement Program)について

ハイスクール

連携

大学

- APプログラム参加校数 2003年度
 公立学校 11,196校
 私立学校 417校
 国内計 14,144校
- 中等教育修了状況 (該当年齢17才) →注2)
 修了者数 291.7万人
 (該当年齢人口の72%)

- 大学数 (一)注3
 4年制州立大学 622校 4年制私立大学 1,828校
 2年制州立大学 1,076校 2年制私立大学 656校
 全国計 4,182校
- 進学者数 (該当年齢18才) 一注1) 注2)
 フルタイム進学者 198.9万人
 (該当年齢人口の48.9%)
 パートタイム進学者含む 249.7万人
 (該当年齢人口の61.4%)

ハイスクールの
60%以上が参加
大学の
90%以上が参加

大学入学試験委員会
(カレッジボード)の
APプログラム

19教科35科目のプログラム実施
約82万人がAP試験を受験
(2001年現在)

APプログラムは、ハイスクールで大学レベルの教育を提供する教育プログラム

ハイスクールでの大学レベルの授業(APコース)を修了後、全国テスト(AP試験)成績に応じて、進学先の大学で単位認定を受けられる仕組み。全米の大学協賛組織である非営利団体カレッジボード(College Board)が、1955年から実施しており、APプログラムへの参加大学数が多数であるため、高校在籍時に大学レベルの教育を受け、大学進学後に既習得単位として活用することが広く行われている。

【プログラムの流れ】

<ハイスクール>

- 大学レベルの科目(APコース)を選択科目として開設、ハイスクール在籍時に受講者に対して、ハイスクール教員が指導
- ※各ハイスクール校長に選任された教員がカレッジボードのワークショップ等で研修を受講し、授業を担当

高校在籍中に、大学レベルの科目を履修できる

～ AP試験 ～

- APコースの履修者は、カレッジボードの実施するAP試験を受験

- ※AP試験
- ・科目別全国テスト
- ・5月中旬実施
- ・多岐選択と記述式の2形式で出題
- ・受験は任意

カレッジボードにて、APコースの水準を保証

<大学>

- AP試験の成績に応じて、個々の大学が取得単位として認定
 ※5段階評価(5が最高)でテスト成績が示され、3以上の成績をおさめた科目は多くの大学が単位認定している(認定は大学の裁量による)
- APコースの受講は入学者決定においても高く評価

大学進学後の既習得単位としての活用も他、入学者選抜でも考慮されることがある

注1) 進学者数は、2年生大学と4年生大学の入学者合計(非学位取得課程も含む)。また、該当年齢以外の入学者も含む
 フルタイム学生は、通常の修業年限内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態で、パートタイム就学とは一定期間において、規定の履修量(取得すべき単位数)がフルタイム学生の75%程度未満である場合を指す

注2) 中等教育修了状況や大学への進学者数は2001年の数値「教育指標の国際比較」(文科省 H18.3)より引用

注3) 大学数は2000年度数値「諸外国の高等教育」(文科省)による

中高一貫教育について (1)

中高一貫教育校の特色

中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばす。

- ・安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる
- ・6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができる
- ・6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を発見できる
- ・学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し社会性や豊かな人間性を育成できる

中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

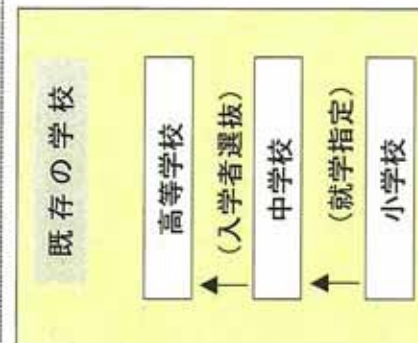
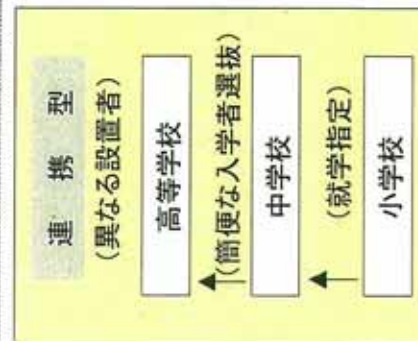
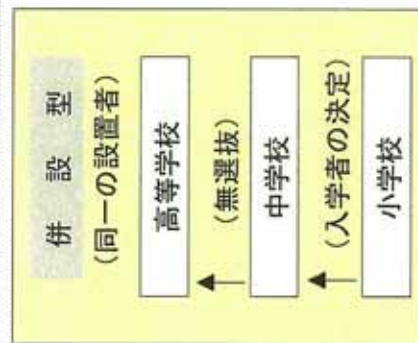
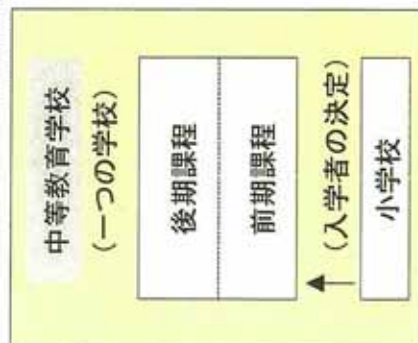
「併設型」の中学校・高等学校

「連携型」の中学校・高等学校

一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う

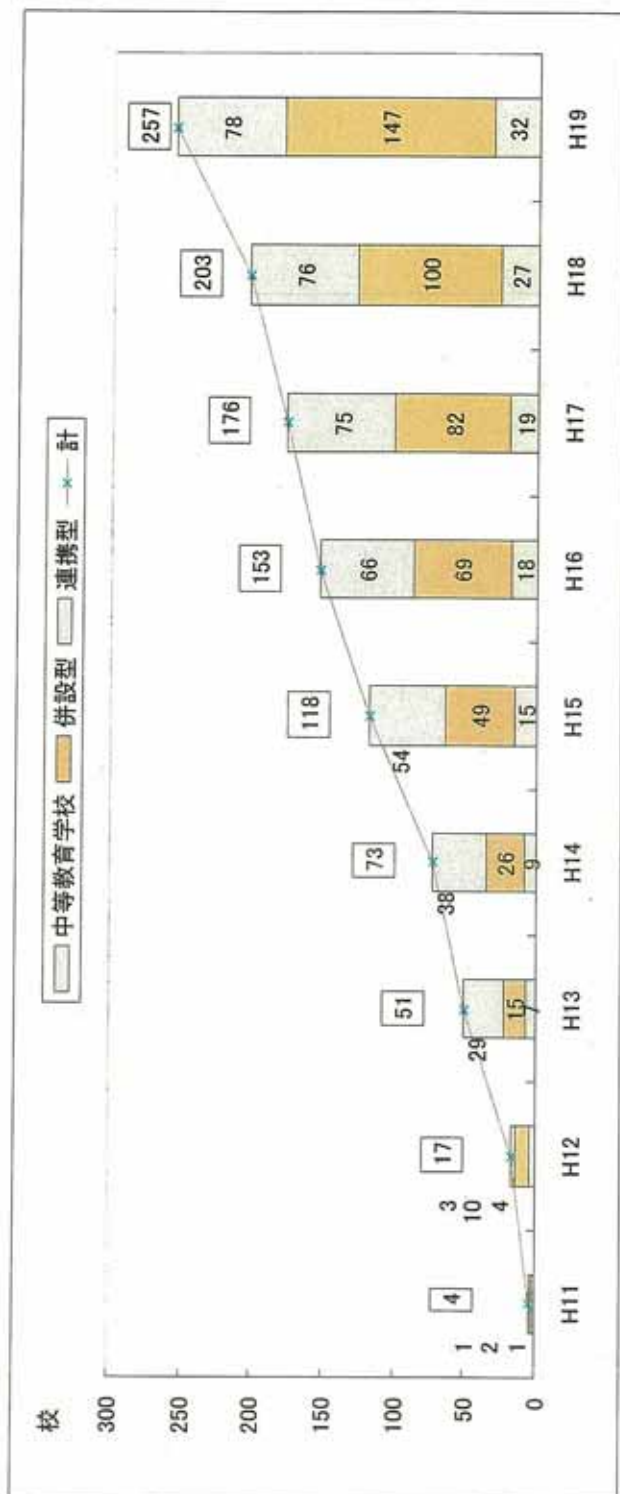
高等学校入学選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施



中高一貫教育について (2)

中高一貫教育校の設置状況



| 区分 | 中等教育学校 | 併設型 | 連携型 | 計 |
|----|--------|-----|-----|-----|
| 公立 | 17 | 55 | 77 | 149 |
| 私立 | 12 | 91 | 1 | 104 |
| 国立 | 3 | 1 | 0 | 4 |
| 計 | 32 | 147 | 78 | 257 |

※中高一貫教育制度は、平成11年度から制度化されている。

中高一貫教育について (3)

■ 中高一貫教育校に認められている教育課程の基準の特例

中等教育学校

中等教育学校の教育課程の基準は、基本的には、前期課程は中学校の学習指導要領が、後期課程は高等学校の学習指導要領がそれぞれ準用されるが、中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校の段階で選択教科をより幅広く導入することができること、前期課程と後期課程の指導内容の一部を入れ替えて指導することができることなどを内容とする教育課程の基準の特例が設けられている。

併設型中学校・併設型高等学校

併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準は、中学校の学習指導要領及び高等学校の学習指導要領がそれぞれ適用されるが、中等教育学校と同様の教育課程の基準の特例が設けられている。

連携型中学校・連携型高等学校

中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校の段階で選択教科をより幅広く導入することができることなどを内容とする教育課程の基準の特例が設けられている。

能力の伸長の著しい者に対する教育上の例外措置

| 国名 | 能力の伸長の著しい者に対する積極的政策の有無 | 大学等への早期入学の可否 | 初等・中等教育における早期の進級・進学可否 | 高等教育機関と中等学校との連携の有無 | その他の制度・措置 |
|---------|--|---|---|--|--|
| アメリカ合衆国 | △ 能力・適性に応じた教育の環境として、すぐれた才能を有する者に対しては、教科別により高度の内容を履修する多様な方法が提供されている。 | ○ 12年間の初等中等教育修了程度の学力ありと認められた者は、18歳未満でも、各大学の判断により入学可能である。 | ○ 学校長の判断により、飛び級が可能である。 | ○ アドバンスド・プレースメント(AP、ハイスケール)の学習を行い、大学進学後単位に認定されうる)制度など。 | ・マグネットスクールの特定領域のカリキュラムに特色を持たせ、水準の高い教育を求める才能ある生徒の需要に応える試み。 |
| イギリス | × 従来特に積極的な政策はとられてこなかった。しかし、近年多様な政策の下で、特別の教育ニーズを持つ生徒の指導とともに、能力の伸長の著しい生徒に対する指導が意識されるようになってきている。 | ○ 入学最低年齢は各大学が決定。17または18歳が一般的であるが、それ以下の者でも、例外的に入学を認めることがある。 | ○ 進級・進学について特に法令上の年齢制限はないが、実際は、早期の進級・進学はまれである。 | × | ・初等中等学校において、能力の伸長の著しい者に対する特別の指導。 ・教育困難地域を主な対象に、サマー・スクールの開催や教員研修の実施など。 |
| フランス | × 政府の優先政策は、教育機会、条件等の平等化であり、能力の伸長の著しい者に対して、特に積極的な政策はとられていない。 | ○ 高等教育入学に必要なバカロレアの受験年齢は通常18歳であるが、それ以下の年齢での受験も例外的に認められている。 | ○ 小学校では、早期入学、飛び級が例外的に認められている。中等教育でも、飛び級がごくまれに認められることもある。 | × | ・民間団体による英才教育 |
| ドイツ | △ 連邦政府の重点政策とされているが、教育に関する連邦の権限は限られており、その施策はモデル実験への助成等に限定されている。 | ○ 大学入学資格(アビトゥア)の取得に際して年齢制限はない。大学入学に際しての年齢制限もない。 | ○ 飛び級は可能とされている。ただし実際に飛び級する生徒はきわめて少ない。 | × | ・英才のための特別学校 ・学校外で、各種コンクール、夏季アカデミーなど。 |
| ロシア連邦 | ○ 特別学校の増設、個別カリキュラムの導入により、能力の伸長の著しい生徒のための教育に力が入れられている。 | ○ 大学入学者の年齢制限はない。 | ○ 飛び級の制度がある。学年または課程の修了試験を通る年齢より低い年齢で合格した場合、飛び級が認められる。 | ○ 後期中等段階において、特定の分野に関し、大学レベルの教育を行う大学付属寄宿制学校、特別学校・学級等がある。 | ・全連邦学力オリムピック：数学、物理などの各分野の英才を発掘し、大学に無試験で入学させている。 ・各分野の特別学校・クラス |
| 中国 | ○ 能力の伸長の著しい者に対して、特別な学校や制度を設け、その能力をさらに伸ばす積極的な政策がとられている。 | ○ 大学入学最低年齢は定められていない。 | ○ 飛び級の制度がある。その基準、手続き等は各地方、学校により異なる。 | × | ・大学少年クラス：一部の大学に設置され、15歳以下の少年を入学させ、大学教育を実施。 ・各分野の特別学校・クラス |